

★低所得世帯支援給付金支給手続き確認フローチャート

令和6年12月13日時点（基準日）の住民登録が桜川市にありますか？

いいえ

住民登録されている自治体にお問い合わせください。

はい

世帯の中に住民税均等割課税者がいますか？

はい

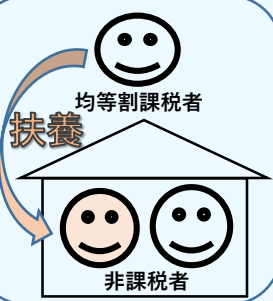
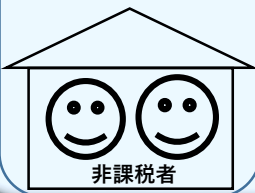
対象外です

いいえ

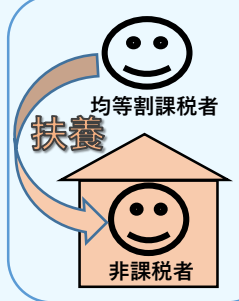
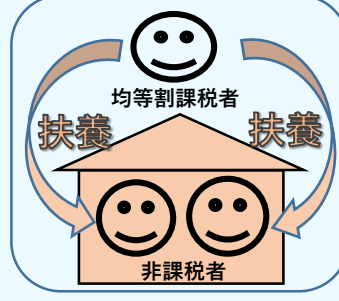
世帯全員が住民税均等割課税者から扶養を受けていますか？

いいえ

誰からも扶養を受けていない



はい



いいえ

- (a)世帯に未申告者がいる。
(b)世帯に令和6年1月2日以降に転入した人がいる。

はい

対象外です

例：
・親（課税）に扶養されている大学生などの単身世帯。
・子（課税）に二人とも扶養されている両親の世帯。
・単身赴任（課税）に扶養されている方だけの世帯。

どちらか一方でもはい

どちらもいいえ

前回の給付金（7万円又は10万円）を世帯主名義の口座で受給した

はい

プッシュ型

支給のお知らせがハガキで届きます。手続きは不要です。

いいえ

確認書型

支給のお知らせが確認書で届きます。必要事項を記入の上返送をお願いします。

申請書型

(a)税務課で申告が必要です。

(b)令和6年1月2日以降に桜川市へ転入された方全員の住民税課税状況がわかる証明書が必要です。
（令和6年1月1日時点で住民登録がある市町村へ請求）
以上の手続きをした上で、申請書を提出してください。